

※ 本資料は2022年1月7日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

2022年1月7日



新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

～地方公共団体による一元的相談窓口担当者用～

Ver. 16

転用・転載不可



名古屋出入国在留管理局
在留支援担当

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています

(法務省ホームページ) →



- ★ 前回からの主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ◆ 在留資格認定証明書に関する取扱い
 - ◆ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく新規入国を一時停止
- 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について・・・・・・・・・・・・ 5～10
 - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否
 - ◆ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて
 - ◆ 出国前検査証明に関する留意点
- 2. 在留期限までに出国できない方に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～14
 - ◆ 出国ができない場合の特例
 - ◆ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について
 - ◆ 【参考】ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について
- 3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置・・・・・・・・ 15
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国ができない永住者の方に対する特例
- 4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～18
 - ◆ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例
 - ◆ 再入国許可による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例
 - ◆ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

※ 本資料は2022年1月7日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

5. 在留カードの代理受領に係る措置	19
◆ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例	
6. 留学生に対する対応	20~21
◆ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合	
◆ 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合	
7. 技能実習生に対する対応	22~23
◆ 技能実習生に関する特例	
8. 解雇等された技能実習生などに対する在留資格変更の特例措置	24~25
◆ 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）	
9. 解雇等された就労資格者（技能実習を除く）への特例措置	26~28
◆ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例	
◆ 在留資格変更に関する特例	
10. その他参考事項	29~34
◆ 出入国在留管理庁ホームページ一覧	
◆ 相談窓口の御案内、名古屋出入国在留管理局在留支援担当への問い合わせ先	
◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（参考資料）－上陸拒否の対象地域リスト－	

※ 本資料は2022年1月7日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

★ 前回からの変更点 (P. 4)

2021年12月28日以降の主な変更点

➤ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

今般、オミクロン株の世界的な発生を踏まえて、緊急避難的対応として、予防的観点から外国人の新規入国を停止する措置を執っていることに鑑み、2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書について、有効期間の更なる延長措置を講じることになった。⇒詳細はP. 16

※ なお、有効期限が経過することなどにより改めて在留資格認定証明書交付申請を行う場合については、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。⇒詳細はP. 17

➤ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく新規入国を一時停止

2021年11月8日から、国内外でワクチン接種が進む中、ワクチンの有効性等を踏まえ、行動管理や検査を組み合わせた入国者への管理措置等を講じた上で、入国者総数の上限の枠内で、商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下、短期商用査証）及び長期間の滞在（在留資格の制限及び国・地域の制限なし）における新規入国を認めることになっていたところ、当面の間、本措置での新規入国を一時停止することになった。⇒本措置に係る問い合わせ先はP. 8

※ 参考：今回の変更は、「令和3年11月30日から令和3年12月31日」の一時停止とされていたものが、「当面の間」に変更になったもの。

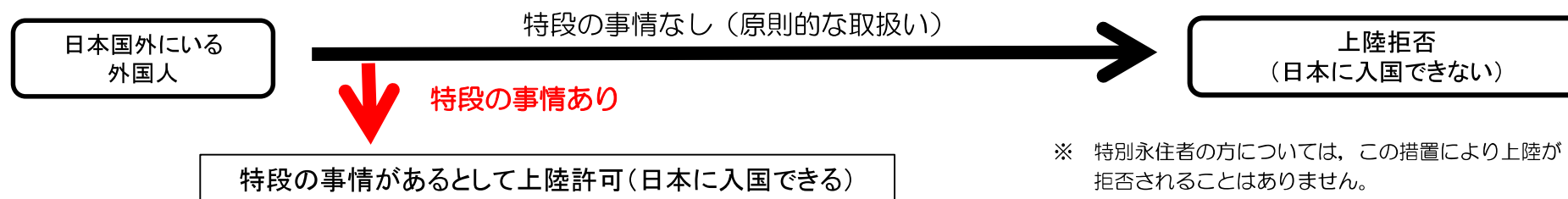
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく上陸拒否

上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象国・地域に滞在歴のある外国人


上記の外国人は、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第5条第1項第14号に該当する外国人として、**特段の事情がない限り**、上陸を拒否することとしています。

また、対象国・地域以外からの入国について、日本への入国に当たっては、在外公館で発給された査証が必要となるところ、現在全世界を対象に、査証の効力停止及び査証の発給制限が行われているため、日本に入国することができない状況となっています。ただし、「特段の事情」と同様の事情がある者については、在外公館において査証が発給される可能性があるため、日本に入国できる余地があります。査証の発給については、現地の在外公館にお問い合わせください。



「特段の事情」に該当する具体例を次のシートで説明します。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

	特段の事情があると認められる者	必要な措置1	必要な措置2
(みなし)再入国 (entry)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上陸申請日前14日以内にP. 7の国・地域に滞在歴がない者 ◆ 上陸申請日前14日以内にP. 7の国・地域に滞在歴がある者のうち、2021年12月1日までに出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を有する者。(在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は子を含む) 	<p>「再入国関連書類提出確認書」・「受理書」の取得 ⇒2020年11月1日以降、廃止</p>	<p>《全ての国・地域》 医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得する。なお、出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷する必要があります。</p>
新規入国(いずれかに該当)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者 (注) P. 7の国・地域に上陸申請前14日以内に滞在歴がある者については、新規入国不可。 ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子 ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者 ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者 ※「公用」については必要性・緊急性が高いものに限る ◆ 入国目的に公益性が認められる者(ワクチン開発の技術者など) ◆ 「その他人道上の配慮の必要性がある場合」の具体例を明記 ⇒「短期滞在」の在留資格を取得する者であって、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気である本邦居住者又は出産する本邦居住者の看護又は日常生活の支援をする親族 ・ 死亡又は危篤である本邦居住者を訪問する親族 ・ 未成年者又は病気等の理由により単独で渡航することが困難な者の本邦への渡航に同伴する親族 	<p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付(「短期滞在」を除く。)を受けるとともに、入国目的に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館において査証の発給を受ける。 ※ただし、2021年12月2日以降、4月30日 4日までの間、当面の間、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「外交」の在留資格を取得する者以外については、原則として、2021年12月2日より前に発給された査証の効力が一時停止される。</p>	<p>《全ての国・地域》 医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得する。なお、出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷する必要があります。</p>
	<p>2021年11月8日から取扱い開始 令和3年11月30日~令和3年12月31日までの間、一時停止 ◆ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置(第10号)に基づいて新規入国する者 ⇒令和4年1月1日以降も当面の間、継続</p>	<p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付(短期滞在を除く。)を受けるとともに、入国目的に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館において査証の発給を受ける。 ◆ 受入機関等の受入責任者は、これに加え、当該外国人の新規入国に際して、防疫措置等を遵守する旨の誓約書等の作成及び業所管省庁への申請を経て、審査済証を取得する必要がある。</p>	 <p>フォーマット はこちら</p>

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

新たな変異株の出現に伴う対応

オミクロン株の発生を受け入国を拒否している国・地域

再入国又はみなし再入国で入国する者

2020年8月31日までに再入国許可を持って対象地域に出国した者であって、期限内に入国できなかった者

開始時期	国・地域	特段の事情の対象者①	特段の事情の対象者②
2021年 12月2日 (午前0時以降) (10か国・地域)	アンゴラ, エスワティニ, ザンビア, シンバブエ, ナミビア, ボツワナ, マラウイ, 南アフリカ共和国, モザンビーク, レソト	<u>2021年12月1日までに出国</u> した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」(これらの在留資格を持たない日本人・永住者の配偶者又は子を含む)。	該当なし (12月2日午前0時以降は入国不可)
2021年 12月12日 (午前0時以降) (1か国・地域)	コンゴ民主共和国	<u>2021年12月11日までに出国</u> した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」(これらの在留資格を持たない日本人・永住者の配偶者又は子を含む)。	該当なし (12月12日午前0時以降は入国不可)

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

水際対策措置の見直し

問い合わせ先 (参考)

問い合わせ内容	問い合わせ先
本措置に関する一般的な問い合わせ先	「水際対策強化に係る新たな措置 (19) コールセンター (11/24更新) 0120-220-027 0120-248-668 0120-110-857 050-1751-2158 050-1741-8558 受付時間: 9時から21時まで (土日祝日含む)。 ※申請に関する内容は、申請先の業所管省庁にお問い合わせください。
上陸拒否について	出入国在留管理庁出入国管理部審判課 03-3580-4111 (内線4446・4447)
本邦入国のための査証関連の手続	外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーションセンター (ビザ申請に関する相談) 0570-011000 (ナビダイヤル: 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押し てください。) ※一部のIP電話からは、03-5363-3013
各種防疫措置 (14日間待機, 公共交通機関不使用, 接触確認アプリ, 地図アプリを通じた位置情報の保存) や民間の医療保険の加入について	厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653
各種防疫措置 (健康フォローアップ, 空港検疫における検査等) について	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室 03-5253-1111 (内線2468)

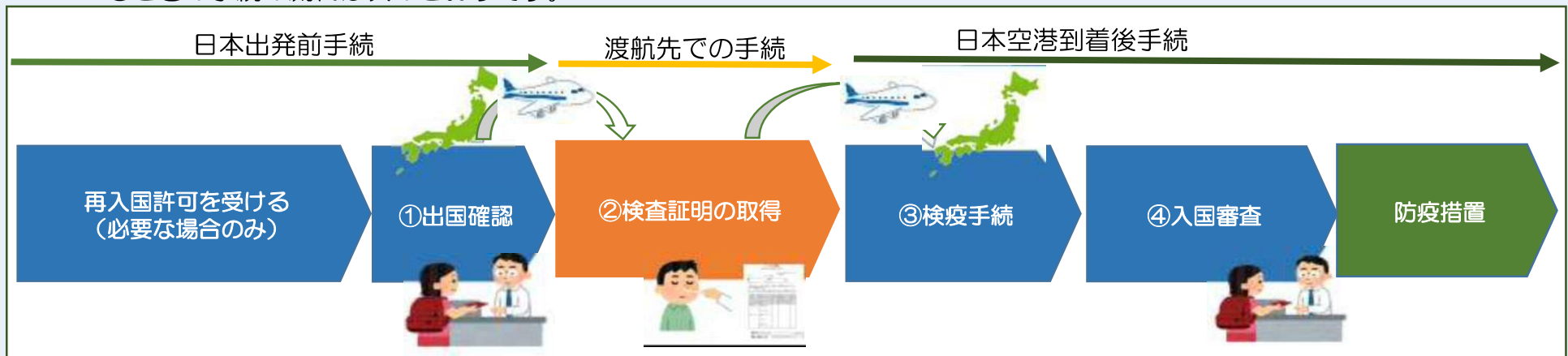
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

2020年11月1日以降の再入国手続の流れ

2021年1月13日~停止中。
上陸拒否地域かどうかは関係なくすべての国・地域が対象です。

➤ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて

日本に住む外国人が、再入国許可（みなし再入国を含む）を使って日本を出国して、~~上陸拒否地域から~~日本に戻ってくる時の手続の流れは次のとおりです。



<p>必要に応じて地方出入国在留管理局で再入国許可を受けます。</p> <p>【再入国許可が必要な人の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードがない人 ・出国から1年以上日本に戻らない可能性がある人 <p>など</p>	<p>空港の入管で、パスポート、在留カードを提示して出国の手続をします。</p>	<p>滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得してください。</p>	<p>到着空港の検疫所において、新型コロナウイルス感染症の検査を受けてください。</p> <p>※検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機します。</p>	<p>検疫後の入国審査において、入国審査官に、出国前検査証明を提出してください。</p> <p>※検査証明を所持していない場合には、入国を拒否されることがあります。</p>	<p>14日間の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅等での待機 ・滞在場所までの公共交通機関の不使用 <p>などの行動制限があります。</p>
---	--	---	---	--	--

検疫手続、防疫措置などについては、厚生労働省のホームページ等で最新の情報を確認してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html



1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 5~10)

出国前検査証明に関する留意点

➤ 出国前検査証明に関する留意点

出国前検査の形式について

出国前検査は、原則として、**所定のフォーマット**を使用します。
所定のフォーマットに、現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印します。
任意の様式を使用する場合は、所定のフォーマットと同内容が記載されているものを準備する必要があります。



※ 出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷をする必要があります。

出国前検査証明を取得する必要がない場合

次に当てはまる人は、出国前検査証明を取得する必要はありません。
2020年11月1日現在、**現在、全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前検査証明を取得する必要があります。**
※ 出国前検査証明を提出できない者は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。
出発国において搭乗前に所持していない者は航空機への搭乗を拒否されます。出国前検査証明の取得が困難かつ真にやむを得ない事情がある場合には、出発地の在外公館に相談してください。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 11~14)

➤ 出国ができない場合の特例

本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱いについての資料（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>（日本語）



原則的な取扱い①

原則：現在の在留資格に応じて、在留資格「特定活動」などを許可します。

- 1 在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方
⇒ 就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・週28時間以内のアルバイト可又は就労不可）」を許可します。

- ※ 2020年10月19日から教育機関の卒業の時期や卒業したかどうかを問わない取扱いに変わりました。
- ※ 本特例により、「特定活動」への在留資格の変更を希望する方で、在留資格「家族滞在」をもって在留している又は在留していた配偶者及び子がいる場合は、これらの方についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行ってください。
- ※ 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、教育機関に在籍している間でもなくとも1週につき28時間の範囲内で資格外活動を認めます。

- 2 以下(1)~(3)の在留資格で在留中の方のうち、就労を希望する方

- (1) 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）」で在留中の方
⇒ 「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

- ※ 従前と同一の業務に従事する場合が対象ですが、従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7その他」を除く。）」で就労することも可能です。

移行対象職種・作業一覧はこちら ⇒ <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200717-5.pdf>



予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国が困難と認められる方も、2020年9月7日から本措置だけでなく、特定活動「雇用継続支援」の対象になりました。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 11~14)

原則的な取扱い②

- (2) 上記2(1)以外の「特定活動」で在留中の方
- ① インターンシップ(9号)及び製造業外国従業員(42号)で在留中の方
⇒ 「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更を許可します。
 - ② サマージョブ(12号)
⇒ 「特定活動(3月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

※ 従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。(2020年10月12日から他の機関で従前と同一の業務をする場合も対象とする取扱いとなりました。)

- ③ EPA看護師候補者・EPA介護福祉士候補者(16号, 17号, 20号, 21号, 27号及び28号)及びワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)で在留中の方
⇒ 在留期間の更新を許可しません(在留期間は原則として「6月」とします。)

※ EPA看護師・介護福祉士候補者等の場合、現在の受入れ機関及び受入れ施設において、これまで従事した業務と同種の業務に限ります。
 ※ ワーキング・ホリデーの場合、帰国困難者として「短期滞在」の在留資格に変更した方で、滞在中の生活費を補うことを目的として改めてワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、ワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)への在留資格変更が可能です。
 ※ 上記2(1)及び(2)については、2020年5月21日以前に、帰国が困難となったことに伴い「短期滞在(90日)」を許可されて在留中の元技能実習生等が就労を希望する場合も、対象になります。

- 3 その他の中長期在留者として在留中の方又は在留していた方のうち、就労を希望しない方
⇒ 「特定活動(6月・就労不可)」を許可します。
- 4 「短期滞在」で在留中の方(観光客の方など「短期滞在」で入国した方)
⇒ 「短期滞在(90日)」を許可します。

- 前記1から4までについて、帰国できない事情が継続している場合は、更新を受けることが可能です。
- 「特定活動(6月)」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請を行った場合、審査結果が出るまで長期間お待ちいただく可能性があります。
- 前記3と4について、日本での生計維持が難しい場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト)を許可します。次のページを参照

例外的な取扱い

前記の1から4まで以外の在留資格を有する方(「特定活動(出国準備期間)」, 失踪技能実習生, 難民認定申請者等)について、在留資格の変更又は在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある場合は、3月以下の在留期間を決定することがあります。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置（P. 11～14）

➤ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について

帰国困難者が就労（アルバイト）を希望する場合の資料
（翻訳版あり：英語，中国語（簡・繁），韓国語，
スペイン語，ポルトガル語，スペイン語，ベトナム語など）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334300.pdf>（日本語）



2020年12月1日から，新型コロナウイルスの影響で，本国や居住地に帰国することができず，日本での生計維持が困難な外国人に対して，週28時間以内の就労（アルバイト）を認めることにしました。対象者や手続は次のとおりです。

対象者の要件

- ① 現在の在留資格で働くことができないこと（前ページの3や4の方など）
- ② 帰国が困難であること
- ③ 日本にいる親族や，所属機関からの支援が見込まれない場合など，帰国するまでの生計維持が困難であること

手続方法

上記の要件に該当し，週28時間以内のアルバイトを希望する場合は，地方出入国在留管理局に資格外活動許可申請をして，許可を受けます。

申請するときの必要書類

- パスポートと在留カード（在留カードは交付を受けている人のみ）
- 資格外活動許可申請書
（申請書はこちら➡<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>）
- 帰国が困難であることについて，合理的な理由があることを確認できるもの（※）
- 理由書（サンプルはこちら➡<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334282.doc>）
（※）直近の在留資格変更許可申請等で，提出している場合は，再度提出していただく必要はありません。



理由書



申請書

申請場所

- 住んでいる地域を担当する地方出入国在留管理局（空港を除く支局，出張所を含む）

その他

- 手数料はかかりません。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 11~14)

【参考】 ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について

- **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は不透明で直ちに好転する兆しが見られない。**

⇒ ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については、**緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**また、**難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**

付与される在留資格及び期間

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

※失踪した技能実習生、自主退職した元就労資格者及び除籍・退学した留学生など。



「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。



「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。



「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

P. 24~25の「雇用維持支援」の対象となりました。

3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置 (P. 15)

内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内(※)に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、上陸特別許可により「永住者」を許可する。

※ 在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

対象者

「永住者」のうち、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までの方。

2021年4月16日から変更

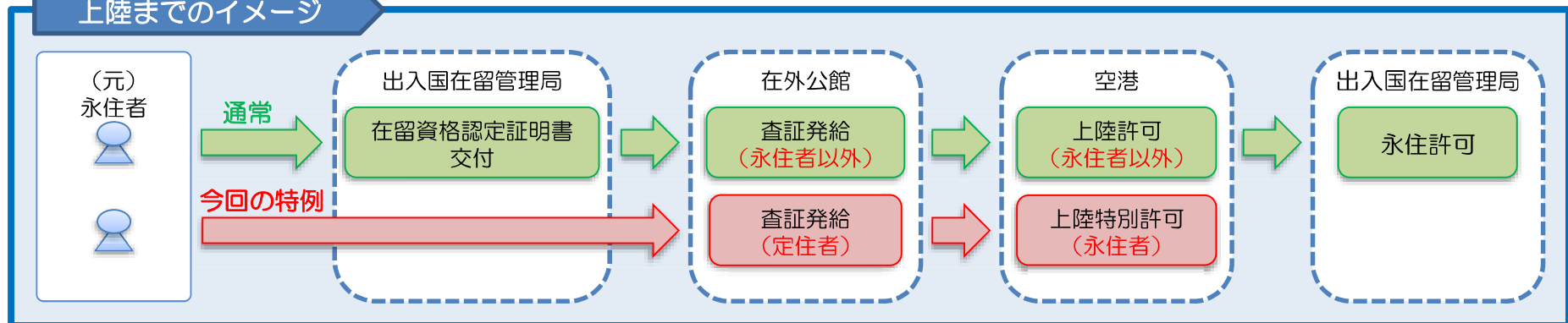
手続方法

2021年4月16日から変更

入国制限が解除された日の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までに、滞在先の日本国大使館・領事館(在外公館)に「定住者」の査証申請を行ってください。

査証が発給されたら、日本への入国時に、日本の空港で「永住者」として新たに入国するための手続を行います。

上陸までのイメージ



再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方についての資料
(翻訳版あり：英語，中国語(簡・繁)，韓国語，スペイン語，ポルトガル語，
スペイン語，ベトナム語など)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006015.pdf> (日本語)



4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置（P. 16～18）

在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

本邦に入国を予定している方に関する取扱いの資料
（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、
スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005022.pdf>（日本語）



今般、オミクロン株の世界的な発生を踏まえて、緊急避難的対応として、予防的観点から外国人の新規入国を停止する措置を執っていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講ずることとします**（下記の「新たな取扱い」参照）。※なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効 	④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2020年1月1日～2021年10月31日 → 2022年4月30日まで 作成日が2021年11月1日～2022年4月30日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。





4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置（P. 16～18）

➤ 再入国許可（みなし再入国含む）による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例

本邦に入国を予定している方に関する取扱いの資料
（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005852.pdf>（日本語）



下記①及び②のとおり、在留資格認定証明書交付申請の提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
対象	<p>再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方が対象です。 次のいずれにも当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日の6か月以降で当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方 <p>※ 在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。</p>	<p>前回の申請内容から変更がない方が対象です。</p> <p>2021年12月28日から変更</p> <p>2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書を交付されている方</p> <p>※ ①作成日が2020年1月1日から2021年10月31日までのものは2022年4月30日まで有効、②作成日が2021年11月1日から2022年4月30日までのものは、作成日から「6か月」有効とみなしています。これらの有効期限を経過する方が対象です。</p> <p>※ 入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ※ 「高度専門職2号」で在留していた方については、従前の活動に応じ「高度専門職1号」（イ、ロ、ハのいずれか）を申請してください。（入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続きをします。 受入機関等が作成した理由書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います。 <p>日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等の理由書 </p> <p>左記以外の在留資格用 </p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の在留カードの写し <ul style="list-style-type: none"> ※ 券面の情報が確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）を提出願います。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 受入機関等が作成した理由書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います <p>日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等の理由書 </p> <p>左記以外の在留資格用 </p> <ul style="list-style-type: none"> 交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し） <ul style="list-style-type: none"> ※ 査証申請時に在留資格認定証明書を提出したことなどを理由として提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）又は査証申請受理票（写し）を提出願います。

- 処理期間は、いずれも2週間が目安です。
- ①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求められることがあります。この場合、審査に時間がかかる場合もあります。
- 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外です。この場合、在外公館での査証申請を行います。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も、在外公館での査証申請になります。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置（P. 16～18）

➤ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

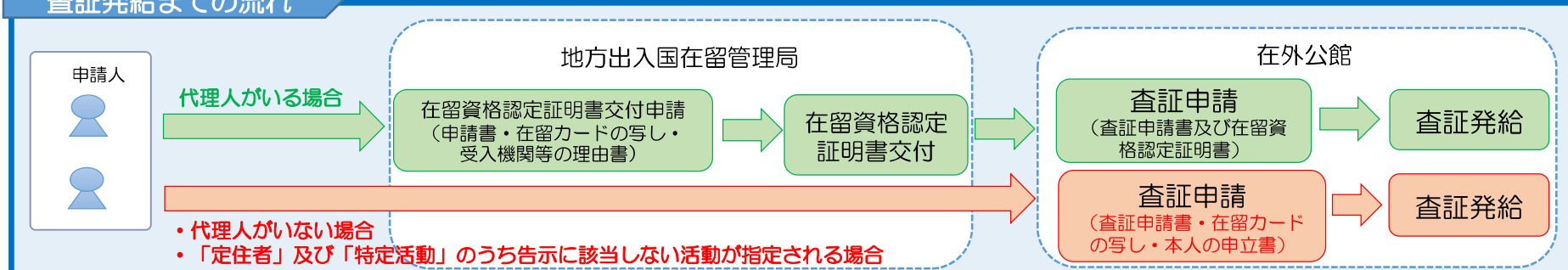
在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006066.pdf>



概要

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な中長期在留者について、本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいる場合は、地方出入国在留管理局において、申請書、受入機関等の理由書、在留カードの写しのみで申請を受け付けているところ、本邦に申請代理人がない場合については、在外公館において、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者についても、同様に、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
- （※）①②いずれも、必要に応じて他の立証資料を求める場合があります。

査証発給までの流れ



対象者

○みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（注）の6か月以降で当庁が別途指定する日までの期間であって、次のいずれかに該当する方

- ① 本邦に申請代理人がない元中長期在留者
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することができなかった方が対象

査証申請期限

滞在先の国・地域が**入国制限を解除された日**
 （注）の6か月以降で当庁が別途指定する日
 まで

（注）「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日を言います。
 各国・地域の入国制限措置解除日の一覧表はこちら
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>

